

規制改革推進会議 保育・雇用WG資料

待機児童対策協議会について

平成30年11月9日
厚生労働省

待機児童解消に向けた取組の状況について

〔保育の受け皿拡大の状況〕

○ 待機児童解消加速化プランによる市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、**2013年度から2017年度末までの5年間の合計は、約53.5万人分（※）**。待機児童解消加速化プランの**政府目標50万人分を達成**。

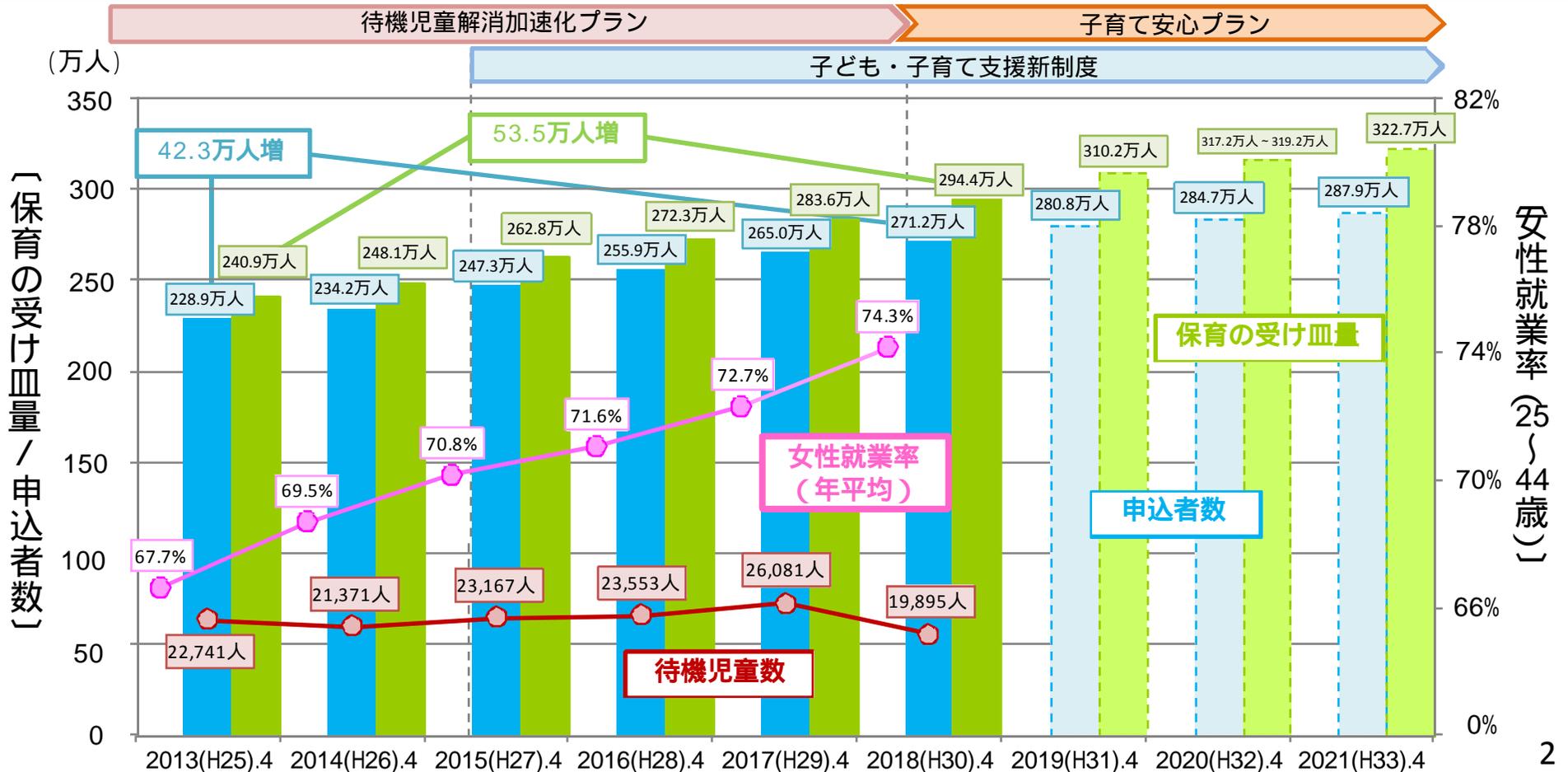
※ 市区町村の受け皿拡大量：約47.6万人分 企業主導型保育事業の受け皿拡大量：約6万人分

○ 子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量は、現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、**2018年度から2020年度末までの3年間で約29.3万人分が拡大できる見込み**。

〔保育の申込者数、待機児童数の状況〕

○ 一方、**女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇**しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。2018年4月時点の申込者数は、約271.2万人で、昨年度と比較して増加（約6.2万人増）。

○ 2018年4月時点の待機児童数は、**19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果**。



待機児童等の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,306）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の70%（待機児童数13,930人）を占めている。
（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）
- 待機児童数が100人以上減少した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組みが待機児童の改善に表れている。

<待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体>

1. 待機児童数が100人以上減少した地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数	申込者数	利用定員数 － 申込者数
			H30.4.1	H29.4.1	減少数	増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	
1	大分県	大分市	13人	463人	450人	1,056人	520人	536人
2	東京都	世田谷区	486人	861人	375人	721人	950人	229人
3	東京都	大田区	250人	572人	322人	1,185人	395人	790人
4	岡山県	岡山市	551人	849人	298人	1,464人	403人	1,061人
5	東京都	目黒区	330人	617人	287人	753人	432人	321人
6	大阪府	大阪市	65人	325人	260人	3,105人	753人	2,352人
7	東京都	江東区	76人	322人	246人	536人	493人	43人
8	東京都	中野区	171人	375人	204人	503人	51人	452人
9	東京都	品川区	19人	219人	200人	630人	873人	243人
10	千葉県	習志野市	144人	338人	194人	503人	349人	154人
11	千葉県	市川市	385人	576人	191人	947人	523人	424人
12	沖縄県	沖縄市	264人	440人	176人	536人	325人	211人
13	沖縄県	浦添市	63人	236人	173人	601人	5人	596人
14	東京都	足立区	205人	374人	169人	872人	403人	469人
15	香川県	高松市	62人	224人	162人	530人	337人	193人
16	東京都	調布市	167人	312人	145人	869人	543人	326人
17	京都府	京田辺市	0人	140人	140人	50人	67人	17人
18	東京都	中央区	188人	324人	136人	534人	429人	105人
19	東京都	府中市	248人	383人	135人	470人	45人	515人
20	大阪府	豊中市	0人	121人	121人	1,034人	322人	712人
21	東京都	渋谷区	151人	266人	115人	574人	373人	201人
22	東京都	日野市	139人	253人	113人	420人	120人	300人
23	福島県	福島市	112人	223人	111人	1,104人	80人	1,024人
24	東京都	荒川区	80人	181人	101人	17人	13人	4人

2. 待機児童数が100人以上増加した地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数	申込者数	利用定員数 － 申込者数
			H30.4.1	H29.4.1	増加数	増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	
1	埼玉県	さいたま市	315人	0人	315人	1,229人	2,202人	973人
2	兵庫県	神戸市	332人	93人	239人	529人	675人	146人
3	東京都	国分寺市	202人	92人	110人	126人	260人	134人

<待機児童数の多い上位10地方自治体>

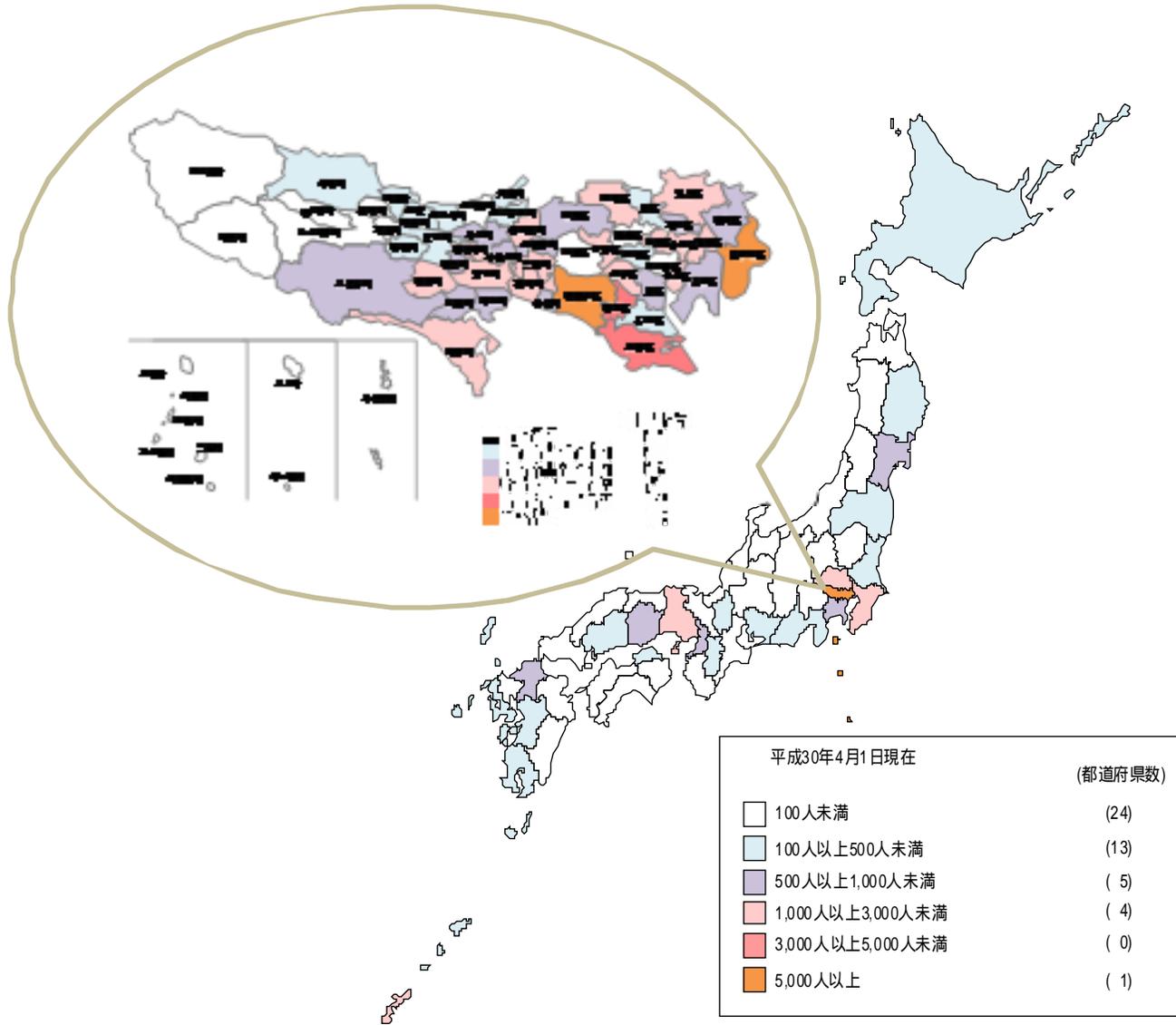
	都道府県	市区町村	平成30年4月 待機児童数
1	兵庫県	明石市	571人
2	岡山県	岡山市	551人
3	東京都	世田谷区	486人
4	東京都	江戸川区	440人
5	兵庫県	西宮市	413人
6	千葉県	市川市	385人
7	兵庫県	神戸市	332人
8	東京都	目黒区	330人
9	埼玉県	さいたま市	315人
10	沖縄県	沖縄市	264人

<待機児童数が100人以上で待機児童率の高い上位10地方自治体>

	都道府県	市区町村	平成30年4月 申込者数	平成30年4月 待機児童数	平成30年4月 待機児童率
1	沖縄県	南風原町	1,919人	194人	10.11%
2	沖縄県	西原町	1,218人	106人	8.70%
3	福岡県	筑紫野市	2,218人	181人	8.16%
4	兵庫県	明石市	7,149人	571人	7.99%
5	福岡県	大野城市	2,290人	173人	7.55%
6	沖縄県	南城市	1,951人	143人	7.33%
7	東京都	国分寺市	2,848人	202人	7.09%
8	千葉県	印西市	2,062人	133人	6.45%
9	東京都	目黒区	5,719人	330人	5.77%
10	沖縄県	うるま市	4,462人	236人	5.29%

待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

(参考)平成30年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(H29) 待機児童数	増減
	人	%	人	人
北海道	129	0.16	65	64
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	145	0.48	178	33
宮城県	613	1.43	790	177
秋田県	37	0.16	41	4
山形県	46	0.18	67	21
福島県	371	1.15	616	245
茨城県	386	0.68	516	130
栃木県	41	0.10	131	90
群馬県	28	0.06	2	26
埼玉県	1552	1.23	1258	294
千葉県	1392	1.27	1787	395
東京都	5414	1.84	8586	3172
神奈川県	864	0.54	756	108
新潟県	1	0.00	2	1
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	18	0.07	0	18
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	50	0.10	0	50
岐阜県	0	0.00	2	2
静岡県	325	0.49	456	131
愛知県	238	0.15	185	53
三重県	80	0.20	100	20
滋賀県	439	1.29	356	83
京都府	75	0.13	227	152
大阪府	677	0.38	1190	513
兵庫県	1988	1.83	1572	416
奈良県	201	0.79	287	86
和歌山県	16	0.08	29	13
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	30	0.13	119	89
岡山県	698	1.49	1048	350
広島県	207	0.32	186	21
山口県	36	0.14	100	64
徳島県	33	0.20	94	61
香川県	108	0.48	227	119
愛媛県	49	0.19	97	48
高知県	51	0.24	73	22
福岡県	995	0.82	1297	302
佐賀県	33	0.14	34	1
長崎県	157	0.42	190	33
熊本県	182	0.32	275	93
大分県	13	0.05	505	492
宮崎県	63	0.19	36	27
鹿児島県	244	0.58	354	110
沖縄県	1870	3.26	2247	377
計	19895	0.73	26081	6,186

待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

待機児童対策協議会の設置状況について

10月末時点で10都府県において設置。当該10都府県における待機児童数は12,057人(全国(19,895人)の約6割)(H30.4.1時点)。

県名	設置日	構成員	協議内容(議題)	(参考) 待機児童数	実施状況
秋田県	5/9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	37人	第1回(7/13)
宮城県	5/14	35市町村(全市町村)	市町村間の課題共有及び解決策の検討、保育事業に関する市町村間の情報共有	613人	第1回(5/14)
福島県	7/2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有(横展開)	371人	第1回(7/25)
埼玉県	5/24	24市(待機児童が20人以上)	地域ごとの課題の把握及び分析、その結果に基づいた対策	1,552人	第1回(6/8) 第2回(8/28) 第3回(9/18)
千葉県	8/27	30市町	協議会が別に定める	1,392人	第1回(9/5) 第2回(10/12)
東京都	6/8	53市区町村	協議会が別に定める(詳細は次頁)	5,414人	第1回(6/27) 第2回(10/4)
神奈川県	7/9	33市町村(全市町村)	受け皿整備、多様な就労形態に応じた保育、保育人材確保、情報の共有(横展開)	864人	第1回(7/17) 第2回(8/16)
滋賀県	8/21	19市町(全市町)	広域利用、特に専門性の高いもの	439人	第1回(8/21)
大阪府	8/27	43市町村(全市町村)	協議会が別に定める	677人	第1回(8/27) 第2回(10/19)
岡山県	5/24	12市町(待機児童がいる自治体)	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有(横展開)	698人	第1回(10/17)

議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。
福岡県及び沖縄県については、今年度中に設置する予定と聞いている。

東京都待機児童対策協議会について

東京都待機児童対策協議会においては、協議会に参加する50市区町村(現在は53)から協議したい事例について意向調査を行い、要望の多いものから順次協議することとしている。

1 要望の多い協議事項

順位	協議事項	事例
1位 34件	多様な保育の受け皿確保	土曜の共同保育、夜間保育、医療的ケア児等
2位 33件	保育人材の確保	広域的な人材確保策の検討等
3位 30件	企業主導型保育事業等の活用	地域枠の活用の好事例の横展開等
4位 29件	小規模保育事業等の活用	連携施設の設定の好事例の横展開等
5位 28件	資質の向上	保育士の養成に関すること等
6位 26件	監査の調整	都道府県の指導監査と区市町村の確認監査の監査項目の調整等

2 実施状況

	開催日	事例
第1回協議会	6月27日	協議会の設置及び運営、区市町村意向調査結果を踏まえた協議事項について意見交換。
第1回部会	7月31日	多様な保育の受け皿確保(医療的ケア児、病児・病後児、夜間保育等)等の横展開及び意見交換。
第2回部会	8月23日	保育人材の確保及び育成、地域型保育事業の連携施設の確保、幼稚園の活用等の横展開及び意見交換。
第2回協議会	10月4日	部会で整理した共有すべき取組の横展開。

認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）

平成31年度要求額：49.2億円 + 事項要求

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。

このため、認可化移行運営費支援事業について、平成30年度においては、以下の拡充を実施。

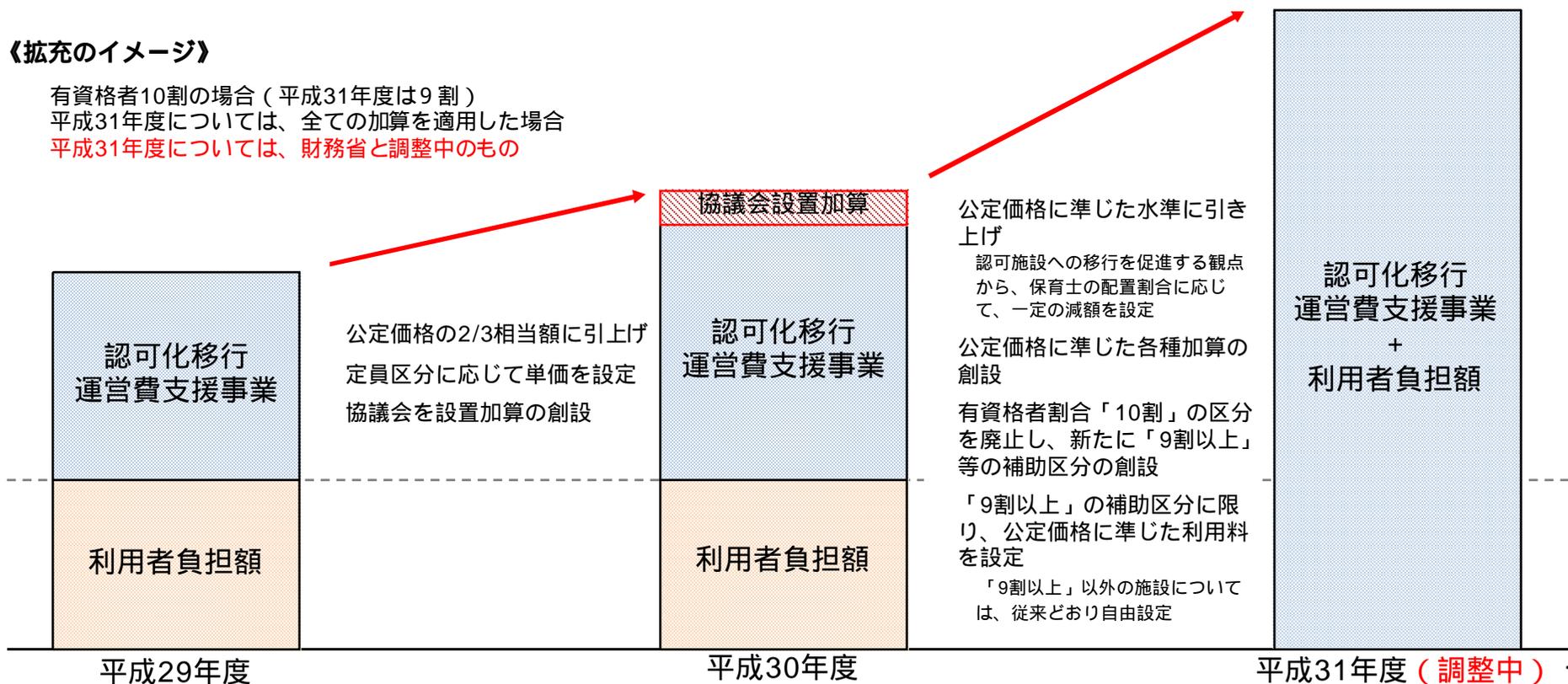
- ・ 将来的な認可化（＝公定価格による運営費補助）を視野に、公定価格をベースとした仕組みとすることとし、段階的に公定価格ベース（基本分単価＋所長設置加算）の2/3の補助水準まで引き上げるとともに、定員に応じて補助額が逡減する仕組みを導入（ ）
- ・ 規制改革推進会議の第2次答申を踏まえ、待機児童への支援策を強化するため、保育の受け皿整備が必要である地方公共団体が待機児童対策協議会に参加する場合に補助額を上乗せする仕組みを導入

収入が減少する施設については、経過措置を設定

平成31年度予算においては、更なる拡充について調整中。

《拡充のイメージ》

有資格者10割の場合（平成31年度は9割）
平成31年度については、全ての加算を適用した場合
平成31年度については、財務省と調整中のもの



認可化移行運営費支援事業における平成31年度予算要求について（調整中）

補助単価を公定価格の2 / 3から引き上げ、公定価格に準じた水準にする。

認可施設への移行を促進する観点から、保育士の配置割合に応じて、一定の減額を設ける。

公定価格に準じた、各種加算を創設する。

認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、新たに「9割以上」等の補助区分を創設する。

保育士の配置割合が基準の「6割」の場合の補助区分について、保育支援員加算を創設する。

保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した「保育支援員」を、必要となる保育士の1.5倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。

保育士の配置割合が基準の「9割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料とする。

「9割」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

待機児童対策協議会では、待機児童解消に向けた取組の達成状況を評価するため、各協議事項について、評価指標(KPI)を設定し、KPIの達成状況の見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとして、以下のようなものが考えられる。

- (1) 受け皿整備の推進に関するKPI
 - 待機児童数(対前年度減)(市町村)
 - 認可保育所等に移行した認可外保育施設数(市町村)
 - 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数(都道府県、市町村)
- (2) 保育人材の確保に関するKPI
 - 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数(都道府県)
 - 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数(都道府県)
 - 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数(都道府県)
 - 保育士の平均勤続年数(都道府県、市町村)

《支援策》

I 受け皿確保等

都市部における保育所設置

(1) 保育所等改修費等支援事業(市町村)

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修等に要する経費の補助について、補助基準額の引き上げを行う。

※補助基準額(案):3,500万円(通常2,700万円)

(2) 都市部における保育所への賃借料支援事業(市町村)

賃貸物件において保育所等を運営しており、公定価格の賃借料加算と実際の建物借料に乖離がある場合の補助について、新設の場合に限り、対象事業者の要件を緩和し、「建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設」から「2倍を超える施設」とする。

※補助基準額(案):1,200万円(通常2,200万円)

保育所等の広域利用・受け皿確保のための広域調整・横展開(都道府県)

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 県内の市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置する。

※補助基準額(案):2,623千円(新設)

II 保育人材の確保

潜在保育士の再就職支援・保育士の労働環境改善

(1) 保育士・保育所支援センター事業における潜在保育士の復帰促進(都道府県、指定都市、中核市)

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等マッチング強化事業を行う場合に、事業開始に係る初期費用(ICT機器の導入経費)を補助する。

※補助基準額(案):1,000千円(新設)

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰促進として、管内の潜在保育士の把握やよりきめ細かな保育人材の掘り起こしを担う就職支援コーディネーターの追加配置(2人→3人)に必要な費用を加算する。

※加算額(案):4,000千円(新設)

(2) 保育人材就職支援事業(市町村)

市町村において、保育人材勤務環境見える化事業を行う場合に、事業開始に係る初期費用(ICT機器の導入経費)を補助する。

※補助基準額(案):1,000千円(新設)

市町村において、潜在保育士の復帰促進として、管内の潜在保育士の把握やよりきめ細かな保育人材の掘り起こしを担う就職支援コーディネーターの追加配置(1人→2人)に必要な費用を加算する。

※加算額(案):4,000千円(新設)

新規保育士の資格取得・就職促進

(1) 保育所等保育士資格取得支援事業の拡充(都道府県、指定都市、中核市)

保育所等が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得することについては、受講中の代替保育従事者の確保が負担となっていることから、

受講を支援するため、代替職員雇上費を補助するとともに、

補助基準額の引上げを行い、

保育士資格の取得を促進する。

※補助基準額(案): 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり6,790円(新設)

(通常)指定保育士養成施設の受講に要した費用の1/2。上限30万円。

→指定保育士養成施設の受講に要した費用の2/3。上限40万円。

(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業の拡充及び要件緩和(都道府県)

保育士養成施設において、卒業予定者の卒業後の保育所等への就職促進(注)を支援する事業。

(注)卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業者(OB・OG)との交流会開催

卒業予定者を対象とした就職説明会

等

※補助基準額(案): (通常)指定保育士養成施設1か所当たり260千円

→指定保育士養成施設1か所当たり380千円

従前の「卒業予定者に占める保育所等への就職内定の割合が前年度の全国平均を上回る」という補助要件を緩和し、「協議会において設定した保育人材の確保に関するKPIの達成状況の見える化」により補助することとする。

保育業務のICT化

(1) 保育所等におけるICT化推進事業(市町村)

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

※補助基準額(案): 1施設当たり 1,000千円(新設)

Ⅲ 地方自治体からの提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が、協議会に諮り必要と認められたものとして実施する待機児童解消に向けた取組について、財政支援を行う。

※補助基準額(案): 厚生労働大臣が認めた額(上限1,000万円の定額補助)